

「原子力規制委員会委員長及び委員の同意人事に関する申入れ」について

平成24年8月24日

内閣官房

原子力安全規制組織等改革準備室

昨日行われた参議院議院運営委員会の理事会において、8月21日に7党・会派から議運委員長あてに申し入れがなされた事項に対する、政府としての考え方を整理するよう御指示があり、別添の資料をまとめさせていただきましたので、お届けさせていただきます。

1. 本人事案における「原子力事業者等」の解釈が適法であるかの
真摯な説明を政府に求めること

本件についての考え方は次のとおりです。

【設置法の解釈】

1. 原子力規制委員会設置法7条7項第3号、第4号の欠格要件は、原子炉等規制法の規制対象となる者が同時に当該規制の実施者になることは望ましくないという観点から、原子力規制委員会の委員長及び委員が、当該規制対象者及びその団体の従業者等としての地位を兼ねることを禁じているものです。
2. 当該規制の対象となる事業者としては、更田豊志(ふけたとよし)氏が所属している独立行政法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が該当しますが、同氏は委員に就任するに当たり、JAEAを辞職することとしておられるので、同法に違反することはありません。
3. その他の候補者については、現在所属する組織が当該規制の対象となるものではなく、また現職は辞職の予定ですので、いずれにしても同法に違反するとの問題は生じません。

【政府の定めた候補者に関する要件】

4. 政府としては、「電力会社から距離を置くことを確保する」という点からは、こうした法律上の欠格要件だけでは不十分だと判断しました。
このため、過去の経歴、すなわち就任前に電力会社等と関わりがあったかどうかまで踏み出して、候補者の要件を絞ることとしました。
こうした趣旨から、政府の候補者要件における「原子力事業者等」は電力会社を主として想定し、これに加えて、原子炉等を有していないが電力会社の影響が強い電力会社の子会社、原子炉設備メーカー等も含めています。

2. 各候補者の所属先の事業収入に係る情報など候補者に係る十分な情報公開を政府に求めること

本件についての考え方は以下のとおりです。

1. 政府として調査・報告することとしている事項

政府として「任命に際して情報公開を求める事項」としている事項、具体的には、「個人の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」等については、各候補者を提示するに際して過去3年分を精査し、その結果を議院運営委員会にも御報告させていただき、政府のHPでも公開しているところです。(資料「概要」の「1. 政府として調査・報告することとなっている情報」)

これにより、候補者について必要な情報は政府としてしっかりと公表していると考えております。

2. それ以外の情報

それ以外の情報については、候補者の方々に、可能な限り過去に遡って記録や記憶を辿っていただいた中で、提供いただいた情報を整理しております。候補者の方々に、現時点ででき得る限りの努力という前提で自主的に提供いただいたものであり、あくまで付加的な参考情報であると御理解いただければ、と思います。

なお、この中には、所属していた組織への電力会社からの寄附等の情報も含まれております。(資料「概要」の「2. それ以外の情報」)

【参考】

○独立行政法人日本原子力研究開発機構(JAEA)

同機構の平成24年度予算規模は政府支出ベースで約1,600億円。

平成23年度の一般寄付金の合計は1億799万円。このうち、電気事業連合会、電源開発、日本原子力発電より、使途自由の寄付金を6,061万円受領。

○(公社)日本アイソトープ協会

平成23年度決算では、協会の経常収益は約580億円、うち会費は約2000万円。電力会社からの寄附はないが、電力会社2社から年会費計5万4千円を受領。

5. 仮に政府の候補者要件における「原子力事業者等」を原子炉等規制法と同様に考えますと、JAEAのみならず、東京大学、京都大学をはじめとする原子炉を有する原子力の研究組織が全て含まれることとなり、原子力の実践的・専門的知見を有する研究者を原子力規制委員会の委員長・委員とする道が閉ざされることとなってしまいます。
6. 以上のおり、JAEAを含め、今回のいずれの候補者の所属組織についても、上記でいう「原子力事業者等」にあたるものではないことから、政府の定めた候補者要件に抵触するものではありません。

「原子力規制委員会委員長及び委員の要件等に係る情報について(追加的な調査の結果等)」 概要

		田中氏	大島氏	島崎氏	中村氏	更田氏
1. 政府として調査・報告することとなっている情報	奨学寄附金、共同研究等(過去3年間)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	21年度: JAEAが原子燃料工業株式会社と共同研究を実施。同社からJAEAに対して共同研究経費として90万円、廃棄物処理費用として57万8322円支払い。 21年度: 三菱原子燃料株式会社及び三菱重工業株式会社との間で共同研究を実施。研究に伴う金銭の受領はない。
2. それ以外の情報	50万円未満の報酬	23年度: (株)千代田テクノ(6.7万円)、(一財)日本原子力文化振興財団(20万円)、原産協会(2.5万円) ※原稿執筆謝金、講演謝金	該当なし	20年度: (株)アイ・オー・シー(30万円) / 21年度: 東電設計(株)(11.1万円) / 22年度に日本原子力文化振興財団(18万円) ※講演謝金	24年度: 原子力文化振興財団(2回、計6.6万円)、放射線影響協会(1.5万円) / 23年度: 原子力文化振興財団(2回、計7.5万円)、放射線影響協会(4.5万円) ※講演謝金、委員会謝金	日本原子力発電(株)より、講義及びテキスト作成の報酬として、23年度(15.0万円)、22年度(15.0万円)、21年度(16.1万円)などを受領。 関西原子力懇談会より、委員会謝金として、23年度(6.7万円)、22年度(6.7万円)、21年度(6.7万円)などを受領。 (財)原子力安全研究協会より16年度に2回、講演及びテキスト作成の報酬を受領(1回は7~8万円、もう一回は不明)。 三菱重工業・原子燃料工業より、15年度頃に、委員会出席謝金(1~3万円)を受領。(財)原子力文化振興財団より、5年度頃に、講演への報酬(約0.8万円)を受領。
	奨学寄附金、共同研究等	該当なし	該当なし	平成3~5年度: 東電設計(株)と共同研究を実施(契約額不明)	該当なし	1. に記載した共同研究に加え、原子力事業者等から核燃料の使用履歴データ等の開示を受け、実験データを提供するという契約、日本原子力研究所が開発した解析コードを提供するにあたっての知的所有権の所在などについて共同研究契約などを締結。金銭の受領はない。
	所属していた組織への電力会社からの寄付等	(財)高度情報科学技術研究機構 (一財)高度情報科学技術研究機構 ○電力会社からの寄附は無い。 ○米国で開発された原子ソフトウェアの配布等を受けることのできる賛助会員に、電力会社中部電力網及び日本原子力発電網が入っており、それぞれから年会費20万円(計40万円)を受領。 (社)日本原子力学会 ○電力会社からの寄附は無い。 ○沖縄電力網を除く全電力会社(11社)が賛助会員。(賛助会員数 248) (独)日本原子力研究開発機構 特別顧問 ○「もんじゅ」との関わりは無し。 ○平成23年度には、電気事業連合会、電源開発、日本原子力発電より、使途自由の寄附金を6061万円受領。 日本原子力研究所に在籍 ○「もんじゅ」は核燃料サイクル開発機構(旧動力炉・核燃料開発事業団)において推進	該当なし	(社)日本地震学会 ○電力会社からの寄附は無い。 ○沖縄電力を除く全電力会社(11社)が会員。賛助会員数は61。	(公社)日本アイソトープ協会 ○電力会社からの寄附は無い。 ○団体会員のうち電力会社は電源開発(株)、日本原子力発電(株)。個人会員 2959、団体会員 226、賛助会員 29、特別会員 410。	(独)日本原子力研究開発機構 ○「もんじゅ」との関わりは無し。 ○平成23年度には、電気事業連合会、電源開発、日本原子力発電より、使途自由の寄附金を6061万円受領。 日本原子力研究所に在籍 ○「もんじゅ」は核燃料サイクル開発機構(旧動力炉・核燃料開発事業団)において推進